

# 境港から世界へ

## ～混載サービスのご案内～

境港から  
東南アジア、中国、欧州  
中南米など  
世界各地への輸送が可能



境港から世界へ



TOTTORI



## 境港発「輸出混載サービス」仕向地・所要日数一覧表

### 基本情報

1. ウィークリーサービス
2. 本船出港日：毎週土曜日【ハブ港の釜山には、翌日(日曜日)入港】
3. CFS締切日：毎週木曜日（但し、外貨搬入の場合は金曜日午前中）

地域	国名	仕向地		所要日数 (日)	地域	国名	仕向地		所要日数 (日)	
アジア	韓国	PUSAN	釜山	1	オセアニア	オーストラリア	MELBOURNE	メルボルン	29	
	中国	SHANGHAI	上海	8		オーストラリア	BRISBANE	ブリスベン	20	
		QINGDAO	青島	8		オーストラリア	SYDNEY	シドニー	32	
		DALIAN	大連	12		ニュージーランド	AUCKLAND	オークランド	25	
		NINGBO	寧波	6		欧州	ドイツ	HAMBURG	ハンブルグ	35
		XINGANG	新港	9			イタリア	GENOA	ジェノア	45
		XIAMEN	廈門	15			オランダ	ROTTERDAM	ロッテルダム	39
		香港	HONG KONG	香港	7		スペイン	BARCELONA	バルセロナ	46
	インドネシア	JAKARTA	ジャカルタ	17	イギリス		FELIXSTOWE	フェリクストウ	44	
		SURABAYA	スラバヤ	17	中南米		ブラジル	SANTOS	サントス	48
	マレーシア	PORT KELANG	ポートケラン	17	メキシコ	MANZANILLO	マンザニーロ	23		
	フィリピン	MANILA	マニラ	11	南アフリカ	DURBAN	ダーバン	45		
	シンガポール	SINGAPORE	シンガポール	13						
	台湾	KAOHSIUNG	高雄	11						
		KEELUNG	基隆	9						
	タイ	BANGKOK	バンコック	15						
		LAEM CHABANG	レムチャバン	14						
	ベトナム	HOCHIMINH	ホーチミン	11						
		HAIPHONG	ハイフォン	11						
	インド	CHENNAI (MADRAS)	チェンナイ (旧マドラス)	22						
NEW DELHI		ニューデリー	36							
NHAVA SHEVA		ナバシェバ	23							

### 本件に関するお問い合わせ先

境港海陸運送株式会社 海運事業部 国際営業課  
 国際コンテナ営業：大坂 T 0859-42-2123 F 0859-47-0088  
 営業開発：引野 T 0859-44-1652 F 0859-47-0088  
 URL <http://sakaiminato-kairiku.com>

## 輸出混載貨物 受託条件について(ご案内)

当社がご提供させていただきます「境港発輸出混載サービス」でお引き受けする貨物は、お客様からお預かりいたしました貨物をスムーズにお引渡しする為に、貨物に規定を設けさせていただいております。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

1. 海上輸送法上の危険品や動植物検疫等特殊な規定の無い一般貨物
2. ドライコンテナでの輸送となるため、温度／湿度指定の無い貨物
3. 海上輸送における適正な輸出梱包が行われ、他の貨物との識別が可能な貨物
4. 混載サービスの性質上、コンテナ内で効率的かつ安全な積み付けが可能な貨物
5. 詳細は下記表をご覧ください。

項 目	内 容
1. 受託単位	<p>①受託単位はREVENUE TON【RT】とさせていただきます。 RTとは貨物の重量(kg)と容積(m<sup>3</sup>)のいずれか大きい方を適用いたします。1m<sup>3</sup>=1000kg</p> <p>②ミニマムは、1RT(1m<sup>3</sup>、1kt)とします。</p>
2. 貨物サイズ	<p>①重量 単体で2,000kg以内</p> <p>②サイズ 長さ:300cm以下、幅:220cm以下、高さ220cm以下</p> <p>*ただし、上記の基準を超える貨物でも、お取扱いが可能な仕向地及び経由地がありますので、具体的なサイズ／重量等詳細を弊社営業担当までお問い合わせ下さい。</p>
3. 基本受託不可能貨物	<p>①危険品</p> <p>②貴金属類</p> <p>③温度設定が必要な貨物</p> <p>④輸出入国のいずれかにて禁輸となる貨物</p> <p>⑤未梱包または海上輸送に耐えられない梱包貨物</p> <p>⑥酒類、食品(一部、発着地でお引受可能です。営業担当までお問い合わせ下さい。)</p> <p>⑦米国向け貨物及びカナダ向け貨物</p> <p>⑧動植物検査対象貨物</p> <p>⑨木材梱包材輸入規制対象国への未処理梱包材使用の場合</p> <p>⑩ SHIPPING MARK が無い貨物</p>
4. 段積禁止／不可貨物	<p>①混載サービスは海上コンテナ内で、積載効率を高めるために他の貨物と段積を行います。</p> <p>②貨物高が110cm以下かつ段積不可能な貨物について割増料をお願いする場合があります。</p>

# 境港発「輸出混載サービス」のポイント

## 1. 境港より世界34カ所の仕向地へ

◎これまでは、境港発釜山、上海向けのみであった。  
現在、阪神港等ご利用のお客様へセールス中

## 2. リードタイムよりコスト追求

◎輸送日数に余裕がある小ロットの貨物を低コストで  
輸送できる。

◎サンプル品、返品貨物等に最適

# 境港発「輸出混載サービス」の優位点(1)

## 阪神港までの国内輸送距離・費用を圧縮



## 境港発「輸出混載サービス」の優位点(2)

1. 自家用車・営業車で輸出貨物を境港CFSへ持込みできる。(社外費用の圧縮)
2. 輸出貨物の梱包手配ができる。  
(委託先:米子市)
3. 境港利用助成制度が活用できる。

問い合わせ先 : **境港貿易振興会・境港海陸運送(株)**



◎境港貿易振興会  
のパンフレット  
(抜粋)

平成30年度 **境港**  
**利用助成制度**  
のご案内

境港に就航する国際定期航路を利用して輸出入を行う荷主の方へ助成をします。ぜひご利用ください!

対象貨物 平成30年4月1日～平成31年3月31日間に境港を利用した貨物(船舶の入出港日基準)  
助成対象者 船荷証券(B/L)に記載された荷主(Shipper、Consignee)  
\*B/Lに境港利用者・利用決定者名でなく、商社等輸出入を代行した事業者名が記載されている場合は、権利移転を受けることで助成申請が可能

国際定期コンテナ航路



① 新規利用	② 利用拡大	③ 小口混載利用
<p>対象事業者・要件</p> <p>新規利用の荷主 (過去に境港利用助成を受けたことがない方)</p>	<p>対象事業者・要件</p> <p>前年と比較して利用が増加した荷主</p>	<p>対象事業者・要件</p> <p>小口混載貨物(LCL)を利用した荷主</p>
<p>助成金額</p> <p>2万円/TEU ★上海向け輸出入加算 5万円/TEU</p>	<p>助成金額</p> <p>前年より増加した貨物 1万円/TEU ★上海向け輸出入加算 5万円/TEU</p>	<p>助成金額</p> <p>直行便 1千円/1t・㎡ 積替便 4千円/1t・㎡</p>
<p>上限額</p> <p>30万円/年度 ★加算分 7万5千円/年度</p>	<p>上限額</p> <p>増加分 200万円/年度 加算分 100万円/年度</p>	<p>上限額</p> <p>直行便 10万円/年度 積替便 20万円/年度</p>

問い合わせ先

さかいこう ぼう えき しん こう かい  
**境港貿易振興会**

〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地255-3  
【TEL】0859-47-3905 【FAX】0859-47-3906  
[e-mail] [sptpa@sanmedia.or.jp](mailto:sptpa@sanmedia.or.jp)

境港貿易振興会



Sakai Port

検索